

第 3 回「PIO-NET の活用に関する懇談会」配布資料

当面の P I O - N E T の利用範囲の拡大について

平成 2 2 年 1 1 月 2 9 日

消費者庁地方協力課

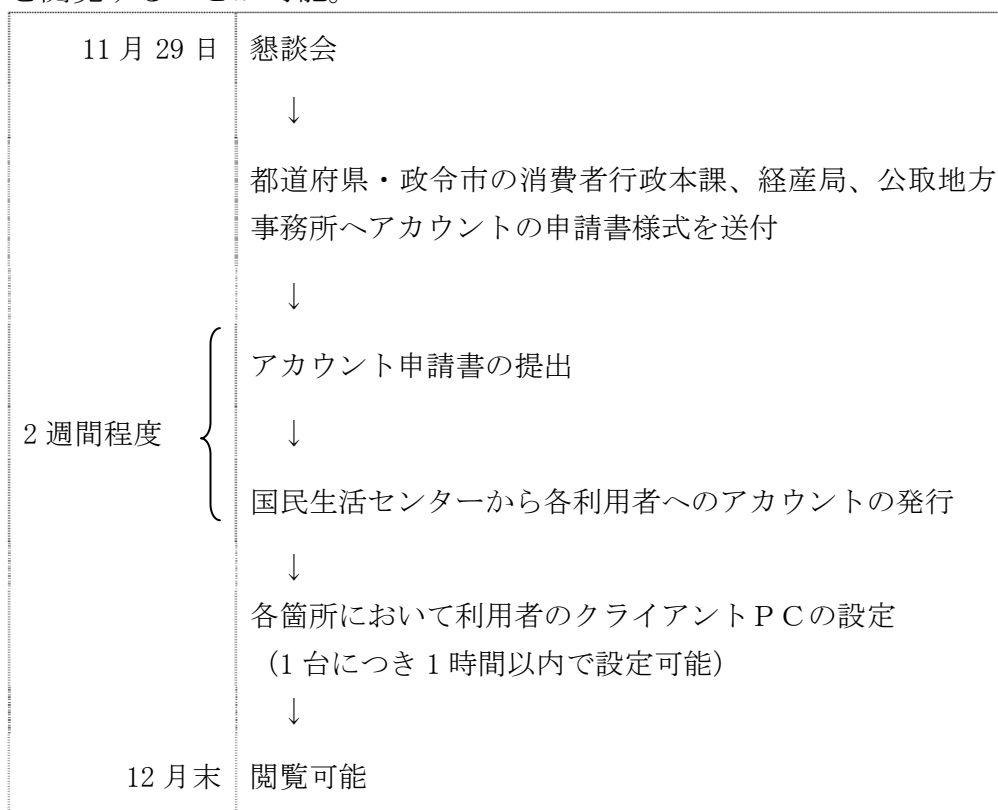
P I O - N E T に集約される情報は、消費者被害の未然防止・拡大防止や法執行などへの活用における重要性が増していることから、P I O - N E T の活用に関するアンケート結果も参考にしつつ、以下のとおり利用範囲を拡大することとする。

1. 都道府県及び政令指定都市の消費者行政担当課、国の地方支分部局のうち経済産業局及び公正取引委員会地方事務所については、年度内に P I O - N E T の閲覧を可能とする。また、その他の国の地方支分部局についても、ニーズに応じて順次閲覧の範囲を広げていくこととする。

その際、「国の行政機関への P I O - N E T 端末設置に伴う利用指針等（平成 2 2 年 7 月消費者庁・国民生活センター）」に準ずるものとする。

(接続までの流れ)

アカウントの申請が順調に行われた場合、各箇所において年内に P I O - N E T を閲覧することが可能。



2. 開設日が週3日以下の相談窓口については、希望のある消費生活相談窓口について、所掌する都道府県・政令市消費者行政担当課からの申請により、予算の状況、利用環境の整備等を勘案しつつ、優先順位に応じて順次、端末機の配備を行うこととする。
3. NITE 及び FAMIC 以外の独立行政法人、適格消費者団体、消費者行政に資する調査・研究等を行う機関への P I O - N E T の利用範囲の拡大については、引き続き検討していくこととする。
4. P I O - N E T の利用範囲の拡大に伴い、P I O - N E T 端末の配備などハードの整備に伴う費用については、引き続き国が負担することとするが、相談窓口の入力に伴うコスト（手間・費用）負担のあり方については、既に利用している相談窓口も含めて、引き続き検討していくこととする。
5. 新たに P I O - N E T の利用範囲を拡大すること等について、国民に周知していくこととする。
6. 国の行政機関に寄せられる苦情相談情報の消費生活センター等における活用などの課題については、引き続き検討していくこととする。